

さ情審査答申第205号  
令和3年11月26日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成30年3月2日付けで貴委員会から受けた、「本太、美園、高砂小学校の教職員の車通勤の許可に係るもの 規則、要綱等」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月1日付け教学教人第3471号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、規則、要綱等の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

さいたま市議会12月定例会文教委員会にて要綱に基づいて云々の教育委員会よりの発言(答弁)があったので、再度精査の上再決定してください。

議会で傍聴していたが、質問と回答がかみ合っておらず、学校ごとに要綱があるのかと思い開示請求した。不開示決定通知書には、職員が作成していないとあり、答弁書にもその旨書いてあるが、現在学校には車が多く置かれているのに何の決まりも無いのはどういうものか。要綱に基づいて答弁しているのであればそれを示さないのはおかしい。

弁明書の「7 関係資料」で第1条だけ示している要綱は、あくまで旅行、つまり出張の際に教職員が自家用車を使うことができるということで、費用的にも時間的にも公共交通機関を使うよりいいという理由ならば自家用車を使っていいという規定だが、車が足りないから教職員の車を使うのはどうかと思う。学校に電気自動車でも一台置いて、4、5校まとめて1台でもいいが、市はエコ通勤を推奨しているのだから学校でもエコ通勤を進めたほうがいい。駐車料を取らないのはおかしい。

そもそも、これでは通勤時に事故を起こした場合問題である。事故があったら民間だったら労災になるが、自家用車での通勤は公務使用にあたるのか。裁判になったら当たらないと判定されると思う。何かあったら教職員が不利になる。また、許可がないのにどのように交通費を支給しているのか。この件についてはさらに調査研究を進めていきたい。そういうことを含めて、要綱を整備したほうがいい。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人より「本太、美園、高砂小学校の教職員の車通勤の許可に係るもの 規則、要綱等」について行政情報開示請求を受け、当該行政情報は、開示請求日時時点で職員が作成しておらず存在しないことを確認した。本市では、教職員の通勤手段について、特に制限は設けておらず、教職員の自家用車通勤の許可に係る規制や要綱は定めていない。
- 2 審査請求人は、さいたま市議会12月定例会文教委員会にて要綱に基づいて云々の教育委員会よりの発言（答弁）があったと主張しているが、同委員会において学校教育部長が答弁した要綱とは、「さいたま市教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」を指し、本要綱は教職員が公務により旅行する際に、自家用自動車を使用することに関し必要な事項を定めているものである。したがって、審査請求人の主張している要綱とは異なる。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月21日に開示請求を行った「本太、美園、高砂小学校の教職員の車通勤の許可に係るもの 規則、要綱等」である。

実施機関は本件開示請求に対して、規則、要綱等を作成、保有していないため、不存在による不開示決定を行ったところ、審査請求人は、さいたま市

議会 12月定例会文教委員会にて要綱に基づいて云々の教育委員会からの発言（答弁）があったとして、規則、要綱等の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

実施機関は、本件開示請求に対して、開示請求書に書かれた文書は存在しないと主張している。一方、審査請求人は、要綱等を開示請求したが特定されていないと主張している。

そこで、当審査会で調査したところ、「さいたま市立学校における職員の自家用自動車の駐車に関する要綱」が、本件審査請求後である平成30年4月1日に制定されたが、それ以前には教職員の車通勤の許可に係る要綱等は存在しなかったことが確認された。そうすると、開示請求日時点では、当該規則、要綱等を保有していないという実施機関の主張に不自然・不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、文書不存在と認めるのが相当である。

なお、審査請求人のその余の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではなく、また、当審査会の権限外の事項であることから言及しない。

## 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

|   |             |                 |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成30年 3月 2日 | 諮問の受理（諮問第499号）  |
| ② | 令和 3年 5月20日 | 審議              |
| ③ | 令和 3年 8月 5日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 令和 3年10月21日 | 審議              |

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名     | 氏 名       | 備 考    |
|---------|-----------|--------|
| 会 長     | 池 上 純 一   | 大学名誉教授 |
| 委 員     | 伊 藤 一 枝   | 弁護士    |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸   | 行政経験者  |
| 委 員     | 塚 田 小 百 合 | 弁護士    |
| 委 員     | 吉 田 聰     | 弁護士    |

(五十音順)